

## 日本寄生虫学会南日本支部規約(平成18年10月29日改正)

第1条 本会は日本寄生虫学会南日本支部と称する。

第2条 本会は日本寄生虫学会(以後本部と称する)の趣旨に基づき、次の事業を行なう。

1. 支部大会および支部総会の開催。
2. その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第3条 本会の会員は南日本支部地域内に在住する本部会員と、その他本会の趣旨に賛成し、入会を希望する者で構成する。

第4条 本会に次の役員を置く。

1. 支部会長(1名): 本会を代表する。
2. 評議員: 本会の重要事項の審議ならびに運営を行なう。
3. 大会会長(1名): 支部大会を主催する。
4. 庶務委員(1名): 本会の一般事務に従事する。
5. 会計監事(2名): 経理を監査する。

第5条 支部長は日本寄生虫学会会則第10条に基づいて選出された支部選出理事2名のうち、上位得票者をもって候補者とし、支部総会の承認により決定する。評議員は本域内在住の本部評議員をもって充てる。大会会長は評議員会に於いて推薦した者につき、総会の議を経て決定し、その任期を1年とする。庶務委員は支部長の委嘱によるものとする。会計監事は評議員会において推薦された者につき、総会の承認を得るものとする。その任期は1年とし、重任を妨げない。

第6条 総会は会の最高議決機関であり、毎年1回支部大会のおりに支部長が招集し、会の運営に関する重要事項の決定を行なう。ただし、支部評議員会が必要と認め、または支部会員の3分の1以上の要請があった場合は、支部長はこれを招集しなければならない。

第7条 会計年度は1月1日から12月31日までとする。

第8条 本規約の改正は支部総会の承認を得なければならない。

第9条

附則

1. 本会の事務所は支部長が所属する大学/研究機関などの寄生虫関連講座/研究室などに置く。
2. 会費は年額 1,500円とする。会費未納の場合は当年度末をもって自然退会とする。
3. 本会は日本衛生動物学会南日本支部と互いに緊密な連携を保って運営する。
4. 本規約は平成19年1月1日から実施する。